

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年一月三一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
（二）この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二十五日法律第九二号）抄

（施行期日）
（一）この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（附則第十九条第五項及び第二項において「協定」という。）の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）
（一）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二六日法律第九九号）抄

（施行期日）
（一）この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二六日法律第九九号）抄

（施行期日）
（一）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二六日法律第九九号）抄

（施行期日）
（一）この法律は、公布の日から施行する。

他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の規定により國の機関に對してされている申請、届出その他の行為は、知その他の行為とみなす。

前の国土総合開発法等の規定により國の機関に對してされている申請、届出その他の行為は、

この法律による改正後の国土総合開発法等の相

當規定に基づいて、相當の國の機関に對してさ

れた申請、届出その他の行為とみなす。

第五十四条 この法律の施行の際現に効力を有す

る首都圏整備委員会規則、建設省令又は自治省

令で、この法律による改正後の国土総合開発法

等の規定により總理府令で定めるべき事項を定

めているものは、この法律の施行後は、總理府

令としての効力を有するものとする。

第五十五条 従前の首都圏整備委員会の首都圏整

備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員

会並びにその委員長、委員及び試験委員、自治

省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及

び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並

びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ

總理府又は国土庁の相当の機関及び職員とな

り、同一性をもつて存続するものとする。

第五十六条 従前の首都圏整備委員会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ

總理府又は国土庁の相当の機関及び職員とな

り、同一性をもつて存続するものとする。

第五十七条 従前の首都圏整備委員会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ

總理府又は国土庁の相当の機関及び職員とな

り、同一性をもつて存続するものとする。

第五十八条 従前の首都圏整備委員会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ

總理府又は国土庁の相当の機関及び職員とな

り、同一性をもつて存続するものとする。

第五十九条 従前の首都圏整備委員会並びにその会長、委員及び特別委員は、それぞれ

總理府又は国土庁の相当の機関及び職員とな

り、同一性をもつて存続するものとする。

第六十条 第二条から前条までに規定するもの

の規定により定められた国土形成計画とみな

されると必要となる経過措置は、国土形成

計画第七条及び第八条の規定は、適用しな

い。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもの

の規定により定められた国土形成計画とみな

されると必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）
（一）この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

附 則（平成一四年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）
（一）この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十四年四月一日から施

行する。

附 則（平成一七年七月二九日法律第八九号）抄

（施行期日）
（一）この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十四年四月一日から施

行する。

（東北開発促進法等の廃止に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に作成されている

次の表の上欄に掲げる計画については、同表の

下欄に掲げる法律の規定は、施行日から三年を

経過する日（その日までに当該計画の対象区域

の全部について国土形成計画法第九条第一項の

規定により国土形成計画が定められた場合に

は、当該国土形成計画が定められた日）までの

間は、なおその効力を有する。

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る東北開発促進法第三条第一項の廃止前の東北開

開発促進法

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る九州地方開発促進法第三条第一項の廃止前の九州地

方開発促進法

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る東北地方開発促進法第三条第一項の廃止前の東北地

方開発促進法

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る四国地方開発促進法第三条第一項の廃止前の四国地

方開発促進法

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る中国地方開発促進法第三条第一項の廃止前の中国地

方開発促進法

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る北陸地方開発促進法第三条第一項の廃止前の北陸地

方開発促進法

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る中国地方開発促進法第三条第一項の廃止前の中国地

方開発促進法

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る中国地方開発促進法第三条第一項の廃止前の中国地

方開発促進法

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る中国地方開発促進法第三条第一項の廃止前の中国地

方開発促進法

第六条の規定による廃止前の第六条の規定によ

る中国地方開発促進法第三条第一項の廃止前の中国地

方開発促進法

第二 前項の規定により国土形成計画法第六条第一

項の規定により定められた国土形成計画とみな

されると必要となる経過措置は、国土形成

計画法第七条及び第八条の規定は、適用しな

い。

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するものほか、こ

の法律の施行に關して必要な経過措置は、政令

で定める。

附 則（平成二四年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）
（一）この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成二十四年四月一日から施

行する。

附 則（平成二四年三月三一日法律第一三号）抄

（一）この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成二十四年四月一日から施

行する。